７．図書館利用内規（抄）

（平成２４年３月１９日
館　長　裁　定）
改正　平成２６年　４月　１日
改正　平成２６年　７月１７日

（利用者の範囲）
第２条　図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は，次の各号に掲げる者とする。
一　岡山大学（以下「本学」という。）教職員及びこれに準ずる者（以下「職員」という。）
二　本学学生及びこれに準ずる者（以下「学生」という。）
三　図書館の利用を申し出た学外者（以下「学外者」という。）
２　利用者は，図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。ただし，前項第２号に規定する者は学生証をもって利用証とすることができる。
（利用証等の携行・提示）
第３条　利用者は，次の利用証等を携行しなければならない。
一　職員は職員証又は利用証
二　学生は学生証又は利用証
三　学外者は利用証
２　前項の利用証等は，図書館職員の要求があったときは，これを提示しなければならない。
（休館日）
第４条　定期休館日は，次の各号に掲げるとおりとする。
一　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
二　年末年始１２月２８日から翌年１月４日まで
三　館内整理日
２　前項に定める日のほか，中央図書館においては休業期間の日曜日及び土曜日を，鹿田分館においては日曜日を，資源植物科学研究所分館においては日曜日及び土曜日を，定期休館日とする。
３　臨時休館日は，その都度図書館長又は分館長（以下「館長」という。）が定める。
４　館長が必要と認めたときは，第１項及び第２項に規定する定期休館日に臨時に開館することがある。
（開館時間）
第５条　開館時間は，次のとおりとする。
中央図書館
日曜日　１０時から１８時まで
平　日　８時４０分から２３時まで
春季，夏季及び冬季休業期間中並びに３月中については，９時から１９時まで（一部期間は９時から１７時まで）
土曜日　１０時から１８時まで
鹿田分館
平　日　９時から２１時まで

春季，夏季及び冬季休業期間中については，１７時まで
土曜日　１０時から１７時まで
資源植物科学研究所分館
９時から１７時まで
２　前条第４項に規定する臨時開館日における開館時間は，館長がその都度定める。
３　第１項の規定にかかわらず館長が必要を認めたときは，臨時に開館時間を変更することがある。
（館内利用）
第７条　図書館備付資料は，図書館職員の指示に従い所定の場所で利用しなければならない。
（館外利用）
第１１条　本学教職員及び学生は，所定の手続きを経て，図書館備付資料を館外に帯出することができる。ただし，次の各号に掲げる資料は帯出できない。
一　貴重書
二　特殊文庫資料
三　参考図書
四　刊行後３か月を経過していない逐次刊行物
五　視聴覚資料
六　その他特に指定した資料
２　学外者は，本学の教育・研究に支障のない範囲において，館長の許可を得て，中央図書館及び鹿田分館備付資料を館外に帯出することができる。
第１２条　館外帯出の期間及び冊数は，別表のとおりとする。ただし，期間内であっても必要に応じて返却を求めることがある。
２　館長が必要と認めたときは，前項の帯出期間及び冊数について特別の取扱いをすることができる。
第１５条　館外帯出の期間が過ぎても返却しない者に対しては，その後図書館備付資料の館外帯出を停止する。
（部局備付資料）
第１９条　複写は，原則として図書館が行うものとする。ただし，図書館の複写設備及び業務の都合により複写を受託することができない場合は，館内所定の場所で自ら複写することを許可することがある。
２　複写の受託については，別に定めるところによる。
３　複写に係る著作権についての責任は，これを依頼した者が負うものとする。
第２０条　相互利用及び資料の複写に伴う経費は，これを依頼した者が負担するものとする。
（罰則）
第２２条　この内規に違反し，又は図書館職員の指示に従わない者に対しては，図書館の利用を停止し，又は退館を命ずることがある。
（弁償義務）
第２３条　利用者は，利用中の資料を故意又は重大な過失により亡失し，又は損傷した場合は，その損害を弁償しなければならない。
附　則
この内規は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，平成２６年８月１日から施行する。

別表（第１２条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">身　分</th><th rowspan="2">冊 数</th><th colspan="2">貸　出　期　間</th><th rowspan="2">特　別　貸　出</th></tr>
<tr><th>図　書</th><th>雑　誌</th></tr>
<tr><td rowspan="4">中央図書館</td><td>本学学生</td><td>１０冊</td><td>１４日</td><td>３日</td><td rowspan="3">①休暇貸出　図書貸出期間延長
②卒論貸出
③修論貸出
④博論貸出
２０冊（修了年次の２月まで）</td></tr>
<tr><td>本学大学院生</td><td>１５冊</td><td>１４日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>本学教職員</td><td>３０冊</td><td>１４日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>学外者</td><td>５冊</td><td>１４日</td><td>不可</td><td>１月,２月,７月は貸出不可
（特別貸出はなし）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鹿田分館</td><td>本学教職員
本学大学院生
本学学生</td><td>５冊</td><td>１４日</td><td>製本済　７日
未製本　１日</td><td>①休暇貸出　図書貸出期間延長</td></tr>
<tr><td>学外者</td><td>２冊</td><td>１４日</td><td>不可</td><td>１月,２月,７月は貸出不可
（特別貸出はなし）</td></tr>
<tr><td>資源植物科学研究所分館</td><td>本学教職員
本学大学院生</td><td colspan="5">原則として館外帯出不可</td></tr>
</table>

8．職　　員

名誉教授		（　）は在職期間
医学博士	大内　弘	（昭和30年～昭和56年）
〃	小倉義郎	（昭和49年～昭和63年）
〃	粟井通泰	（昭和55年～平成 2 年）
〃	田邊剛造	（昭和53年～平成 2 年）
〃	緒方正名	（昭和37年～平成 3 年）
〃	西本　詮	（昭和41年～平成 3 年）
〃	金政泰弘	（昭和49年～平成 4 年）
〃	関場　香	（昭和48年～平成 4 年）
〃	寺本　滋	（昭和52年～平成 5 年）
〃	古元嘉昭	（昭和61年～平成 5 年）
〃	原岡昭一	（昭和56年～平成 6 年）
〃	矢部芳郎	（昭和42年～平成 6 年）
〃	堀　泰雄	（昭和54年～平成 7 年）
〃	森　昭胤	（昭和47年～平成 7 年）
〃	太田善介	（昭和56年～平成 8 年）
〃	折田薫三	（昭和53年～平成 8 年）
〃	新居志郎	（昭和53年～平成 9 年）
〃	松尾信彦	（昭和49年～平成 9 年）
〃	武田和久	（平成 3 年～平成10年）
〃	大森弘之	（昭和52年～平成10年）
〃	庄盛敏廉	（昭和54年～平成10年）
〃	原田英雄	（昭和57年～平成10年）
〃	増田　游	（昭和63年～平成11年）
〃	関　周司	（平成元年～平成11年）
〃	青山英康	（昭和55年～平成12年）
〃	佐伯清美	（昭和51年～平成13年）
〃	荒田次郎	（昭和63年～平成13年）
〃	難波正義	（平成 2 年～平成13年）
〃	辻　孝夫	（昭和62年～平成14年）

医学博士	赤木忠厚	(昭和60年～平成15年)
〃	清野佳紀	(平成 2 年～平成15年)
〃	大本堯史	(平成 3 年～平成15年)
〃	工藤尚文	(平成 4 年～平成15年)
〃	平木祥夫	(平成元年～平成16年)
〃	井上　一	(平成 2 年～平成16年)
〃	岡田　茂	(平成 2 年～平成17年)
〃	谷崎勝朗	(昭和61年～平成17年)
〃	清水信義	(平成 5 年～平成17年)
〃	石津日出雄	(平成 2 年～平成18年)
〃	小川紀雄	(平成 7 年～平成18年)
薬学博士	五味田　裕	(平成 5 年～平成19年)
医学博士	大江　透	(平成 6 年～平成20年)
〃	黒田重利	(平成 4 年～平成21年)
〃	田中紀章	(平成 8 年～平成21年)
〃	中山睿一	(平成 3 年～平成22年)
〃	小出典男	(平成11年～平成22年)
〃	佐々木順造	(平成 3 年～平成23年)
〃	小熊惠二	(平成 4 年～平成23年)
理学博士	清水憲二	(平成 6 年～平成23年)
医学博士	保田立二	(昭和63年～平成23年)
〃	大月　洋	(平成 9 年～平成23年)
〃	大塚頌子	(平成16年～平成23年)
〃	太田吉夫	(平成15年～平成25年)
〃	筒井公子	(平成14年～平成26年)
〃	森島恒雄	(平成15年～平成26年)
〃	公文裕巳	(平成10年～平成27年)
〃	氏家良人	(平成12年～平成27年)

歴代医学部長（医科大学長）

藤田秀太郎	大11～14	田中文男	大14～昭和6
田村於兎	昭6～15	清水多栄	昭15～22
林道倫	昭22～24	遠藤中節	昭24～28
関正次	昭28～32	八木日出雄	昭32～33
村上栄	昭33～37	高原滋夫	昭37～41
三上芳雄	昭41～44	西田勇	昭44～46
妹尾左知丸	昭46～48	小坂淳夫	昭48～50
稲臣成一	昭50～54	大藤眞	昭54～56
新見嘉兵衛	昭56～58	緒方正名	昭58～60
小田琢三	昭60～62	金政泰弘	昭62～平元
小坂二度見	平元～3	木村郁郎	平3～5
新居志郎	平5～7	松尾信彦	平7～9
産賀敏彦	平9～11	難波正義	平11～13
赤木忠厚	平13～15	岡田茂	平15～17
小熊惠二	平17～19	松井秀樹	平19～21
許南浩	平21～23	吉野正	平23～27
大塚愛二	平27～		

歴代病院長（附属病院長，附属医院長）

藤田秀太郎	大11～12	田中文男	大12～14
赤岩八郎	大14～昭2	林道倫	昭2～4
柿沼作	昭4～6	好本節	昭6～8
安藤画一	昭8～9	稲田進	昭9～11
畑文平	昭11～13	津田誠次	昭13～15
根木博	昭15～17	北山加一郎	昭17～19
八木日出雄	昭19～21	三宅博	昭21～23
浜本英次	昭23～24	根岸博	昭24～28
津田誠次	昭28～30	八木日出雄	昭30～32
武田侯光	昭32～34	高原滋夫	昭34～36
赤木五郎	昭36～39	橋本清	昭39～43
平木潔	昭43～45	奥田観士	昭45～47
砂田輝武	昭47～49	田中早苗	昭49～51
大藤眞	昭51～53	西本詮	昭53～55
山本道夫	昭55～57	小坂二度見	昭57～59
野原望	昭59～61	小倉義郎	昭61～63
田邊剛造	昭63～平2	大月三郎	平2～4
松尾信彦	平4～6	折田薫三	平6～8
大森弘之	平8～10	荒田次郎	平10～12
井上一	平12～14	清水信義	平14～17
森田潔	平17～23	槇野博史	平23～

専攻分野別教員

※〔　〕内は旧講座等の名称を示す。

【解　　剖　　学】

元教授　上坂　熊勝（大11～昭7）
八木田　九一郎（大11～昭18）
関　　正次（昭16～35）
大内　　弘（昭30～56）
川村　光毅（昭60～63）
徳永　　叡（昭63～平13）
佐々木　順造（平3～23）
敷波　重治郎（大11～昭6）
浦　　良治（昭18～30）
尾曽越　文亮（昭36～44）
新見　嘉兵衛（昭40～60）
大塚　長康（昭45～平2）
村上　宅郎（昭56～平16）
筒井　公子（平14～26）

細胞組織学〔第一講座〕

教授（医博）大内　淑代
准教授　〃　近藤　洋一

人体構成学〔第二講座〕

教授（医博）大塚　愛二
准教授　〃　西田　圭一郎

脳神経機構学〔神経ゲノム学〕〔第三講座〕

教授（医博）淺沼　幹人

【生　　理　　学】

元教授　舟岡　英之助（大11）
林　　香苗（昭18～36）
西田　　勇（昭36～53）
堀　　泰雄（昭54～平7）
生沼　曹六（大11～昭18）
福原　　武（昭29～45）
中山　　沃（昭45～平3）
菅　　弘之（平3～12）
梶谷　文彦（平12～17）

細胞生理学〔第一講座〕

教授（医博）松井　秀樹
准教授（農博）西木　禎一

システム生理学〔第二講座〕

教授（医博）成瀬　恵治
講師（医博）入部　玄太郎
〃（工博）松浦　宏治

生　化　学【生　化　学】

元教授　清　水　多　栄（大12～昭27）　　水　原　舜　爾（昭29～56）
　　産　賀　敏　彦（昭56～平11）
　　教　授（歯　博）竹　居　孝　二
　　准教授（理　博）山　田　浩　司

分子医化学【分子医化学】

元教授　二　宮　善　文（平3～26）
　　教　授（薬　博）大　橋　俊　孝

薬　理　学【薬　理　学】

元教授　奥　島　貫一郎（大13～昭20）　　山　崎　英　正（昭21～51）
　　佐　伯　清　美（昭51～平13）
　　教　授（医　博）西　堀　正　洋

【病　　理　　学】

元教授　田　村　於　兎（大11～昭18）　　田　部　　浩（大13～昭29）
　　浜　崎　幸　雄（昭18～37）　　妹　尾　左知丸（昭30～55）
　　小　川　勝　士（昭37～60）　　粟　井　通　泰（昭55～平 2 ）
　　赤　木　忠　厚（昭60～平15）　　岡　田　　茂（平 2 ～17）

病理学（免疫病理）〔第一講座〕

　　教　授（医　博）松　川　昭　博

病理学（腫瘍病理）〔第二講座〕

　　教　授（医　博）吉　野　　正
　　講　師　　〃　　高　田　尚　良

病原細菌学【細　菌　学】

元教授　加　藤　誠　治（大11～13）　　鈴　木　　稔（大13～昭23）
　　村　上　　栄（昭24～44）　　俵　　寿太郎（昭44～49）
　　金　政　泰　弘（昭49～平 4 ）　　小　熊　惠　二（平4～23）
　　教　授（医　博）松　下　　治

病原ウイルス学【ウイルス学】

元 教 授　俵　　寿太郎（昭 44～52）　新　居　志　郎（昭 53～平 9 ）
教　授（医　博）山　田　雅　夫

疫学・衛生学【衛　生　学】

元 教 授　緒　方　益　雄（大 14～昭 32）　大　平　昌　彦（昭 32～55）
青　山　英　康（昭 55～平 12）　川　上　憲　人（平 12～18）
教　授（医　博）土　居　弘　幸
講　師　　〃　　高　尾　総　司

公衆衛生学【公衆衛生学】

元 教 授　大田原　一　祥（昭 29～37）　緒　方　正　名（昭 37～平 3 ）
武　田　和　久（平 3 ～10）　吉　良　尚　平（平 10～17）
教　授（医　博）荻　野　景　規

免　疫　学【生体防御医学】

元 教 授　山　口　左　仲（昭 25～34）　稲　臣　成　一（昭 34～58）
石　井　　明（昭 59～平 3 ）　中　山　睿　一（平 3～22）
教　授（医　博）鵜　殿　平一郎

法　医　学【法　医　学】

元 教 授　小　南　又一郎（大 12～13）　遠　藤　中　節（大 14～昭 30）
三　上　芳　雄（昭 31～49）　何　川　　涼（昭 53～平 2 ）
石　津　日出雄（平 2 ～18）
教　授（医　博）宮　石　　智
講　師　　〃　　山　本　雄　二

生 命 倫 理 学

教　授（医　博）粟　屋　　剛

医療政策・管理学

教　授　　浜　田　　淳

国際保健・医療学

教　授（医　博）土　居　弘　幸

【内　　科　　学】

元教授　筧　　繁（大 11～13）
柿　沼　　作（大 13～昭 12）
北　山　加一郎（昭 12～27）
小　坂　淳　夫（昭 32～50）
大　藤　　眞（昭 42～56）
木　村　郁　郎（昭 51～平 6 ）
原　田　実　根（平 6 ～13）
白　鳥　康　史（平 14～18）
山　本　和　秀（平 19～27）
金　子　廉次郎（大 11～14）
稲　田　　進（大 14～昭 20）
山　岡　憲　二（昭 20～31）
平　木　　潔（昭 27～51）
長　島　秀　夫（昭 51～62）
太　田　善　介（昭 56～平 8 ）
辻　　孝　夫（昭 62～平 14）
槇　野　博　史（平 8～25）

消化器・肝臓内科学〔第一講座〕

准教授（医　博）高　木　章乃夫
講　師　　〃　　白　羽　英　則

血液・腫瘍・呼吸器内科学〔第二講座〕

教　授（医　博）谷　本　光　音
〃　　〃　　木　浦　勝　行
准教授　　〃　　金　廣　有　彦
講　師　　〃　　前　田　嘉　信
〃　　〃　　宮　原　信　明

腎・免疫・内分泌代謝内科学〔第三講座〕

准教授（医　博）和　田　　淳
講　師　　〃　　佐　田　憲　映
〃　　〃　　喜多村　真　治

精神神経病態学【神経精神医学】

元教授　荒　木　蒼太郎（大 11～12）
藤　原　高　司（昭 27～30）
大　月　三　郎（昭 45～平 4 ）
内　富　庸　介（平 22～26）
林　　道　倫（大 13～昭 27）
奥　村　二　吉（昭 31～45）
黒　田　重　利（平　4～21）

教　授（医　博）山　田　了　士
准教授　　〃　　寺　田　整　司
講　師　　〃　　稲　垣　正　俊

小児医科学【小 児 科 学】

元教授　好本　節（大11～昭18）　浜本英次（昭18～44）
木本　浩（昭44～平2）　清野佳紀（平2～15）
森島恒雄（平15～26）

教授（医博）塚原宏一
〃　〃　大月審一
准教授　〃　岡田あゆみ
講師　〃　嶋田　明

【外　科　学】

元教授　木下益雄（大11）　赤岩八郎（大11～昭2）
西川義英（大12～14）　泉　伍朗（昭3～8）
石山福次郎（昭9～16）　三宅　博（昭16～22）
津田誠次（大14～昭33）　陣内伝之助（昭23～38）
田中早苗（昭38～53）　砂田輝武（昭33～52）
寺本　滋（昭52～平5）　折田薫三（昭53～平8）
清水信義（平5～17）　伊達洋至（平18～19）
田中紀章（平8～21）

消化器外科学〔第一講座〕

教授（医博）藤原俊義
〃　〃　八木孝仁
〃　〃　野田卓男
准教授　〃　白川靖博
講師　〃　西﨑正彦
〃　〃　永坂岳司

呼吸器・乳腺内分泌外科学〔第二講座〕

教授（医博）三好新一郎
〃　〃　土井原博義
〃　〃　大藤剛宏
講師　〃　宗　淳一
〃　〃　平　成人

整形外科学【整形外科学】

元教授　児玉俊夫（昭29～53）　田邊剛造（昭53～平2）
井上　一（平2～16）
教授（医博）尾崎敏文
准教授　〃　田中雅人
講師　〃　野田知之

皮膚科学【皮膚科学】

元教授　谷奥喜平（昭35～51）　野原　望（昭51～63）
荒田次郎（昭63～平13）
教授（医博）岩月啓氏
講師　〃　山崎　修

泌尿器病態学【泌尿器科学】

元教授　皆見省吾（大12～昭6）　大森大亮（大13～14）
根岸　博（昭6～30）　大村順一（昭30～43）
新島端夫（昭43～52）　大森弘之（昭和52～平10）
公文裕巳（平10～27）
准教授（医博）渡邉豊彦
講師　〃　江原　伸
〃　〃　荒木元朗

眼科学【眼科学】

元教授　藤田秀太郎（大11～14）　庄司義治（大14～15）
畑　文平（大15～昭22）　荻原　朗（昭23～26）
赤木五郎（昭26～39）　奥田観士（昭39～48）
松尾信彦（昭49～平9）　大月　洋（平9～23）
教授（医博）白神史雄
准教授　〃　松尾俊彦
講師　〃　森實祐基

耳鼻咽喉・頭頸部外科学【耳鼻咽喉科学】

元教授　田中文男（大11～昭15）　小田大吉（昭15～21）
高原滋夫（昭21～49）　小倉義郎（昭49～63）
増田　游（昭63～平11）
教授（医博）西﨑和則
准教授　〃　岡野光博
講師　〃　假谷　伸

放射線医学【放射線医学】

元教授　武田俊光（昭21～39）　山本道夫（昭39～57）
青野　要（昭57～平元）　平木祥夫（平元～16）
教授（医博）金澤　右
准教授　〃　佐藤修平
講師　〃　平木隆夫

産科・婦人科学【産科婦人科学】

元教授　安藤画一（大11～昭9）　八木日出雄（昭9～33）
橋本　清（昭33～48）　関場　香（昭48～平4）
工藤尚文（平4～15）
教授（医博）平松祐司
准教授　〃　増山　寿
講師　〃　中村圭一郎
〃　〃　関　典子

麻酔・蘇生学【麻酔・蘇生学】

元教授　小坂二度見（昭40～平3）　平川方久（平3～14）
森田　潔（平14～25）
教授（医博）森松博史
准教授　〃　佐藤健治
〃　〃　岩崎達雄

脳神経外科学【脳神経外科学】

元教授　西本　　詮（昭41～平3）　　大本堯史（平3～15）
教授（医博）伊達　　勲
准教授　〃　市川智継
講師　〃　安原隆雄
〃　〃　黒住和彦

総合内科学【臨床検査医学】

元教授　原田英雄（昭57～平10）　　小出典男（平11～23）
教授（医博）大塚文男
講師　〃　近藤英生

循環器内科学【循環器内科学】

元教授　原岡昭一（昭56～平6）　　大江　　透（平6～20）
教授（医博）伊藤　　浩
准教授　〃　中村一文
講師　〃　三好　　亨

心臓血管外科学【心臓血管外科学】

元教授　古元嘉昭（昭61～平5）
教授（医博）佐野俊二

脳神経内科学【神経内科学】

元教授　髙坂睦年（昭44～54）　　庄盛敏廉（昭54～平10）
教授（医博）阿部康二
講師　〃　山下　　徹

発達神経病態学【小児神経学】

元教授　大田原俊輔（昭54～平7）　　岡　　鍈次（平7～16）
大塚頌子（平16～23）
准教授（医博）吉永治美
講師　〃　小林勝弘
〃　〃　秋山倫之

救 急 医 学【救 急 医 学】

元 教 授　氏　家　良　人（平 12～27）

講　師（医　博）佐　藤　圭　路

形成再建外科学【形 成 外 科】

元 教 授　光　嶋　　勲（平 12～16）

教　授（医　博）木　股　敬　裕

臨床遺伝子医療学

教　授（医　博）豊　岡　伸　一

【分子細胞医学研究施設】

分子腫瘍学【分子遺伝学】【病態遺伝子解析部門】

元 教 授　矢　部　芳　郎（昭 42～平 6 ）　　清　水　憲　二（平 6～23）

准教授（理　博）片　山　博　志

〃　　〃　　大内田　　守

腫瘍ウイルス学【病態分子生物学部門】

元 教 授　小　田　琢　三（昭 40～平元）　　関　　周　司（平元～11）

教　授（薬　博）加　藤　宣　之

細胞生物学【細胞生理学部門】

元 教 授　佐　藤　二　郎（昭 41～平 2 ）　　難　波　正　義（平 2 ～13）

許　　南　浩（平 13～　24）

准教授（医　博）阪　口　政　清

細 胞 化 学【細胞工学部門】

元 教 授　保　田　立　二（昭 63～平 23 ）

講　師（医　博）小　渕　浩　嗣

神経情報学【神経情報学部門】

元 教 授　森　　昭　胤（昭 47～平 7 ）　　小　川　紀　雄（平 7 ～18）

老年医学【三朝医療センター】

元 教 授　谷　崎　勝　朗（昭 61～平 17）

教　授（医　博）光　延　文　裕

講　師　　〃　　芦　田　耕　三

臨床薬剤学【薬　剤　部】

教　授（薬　博）千　堂　年　昭

准教授　　〃　　北　村　佳　久

医療情報学【医療情報部】

元 教 授　太　田　吉　夫（平 15～平 24）

教　授（医　博）合　地　　明

感染症内科

教　授（医　博）草　野　展　周

病理診断科

教　授（医　博）柳　井　広　之

光学医療診療部

教　授（医　博）岡　田　裕　之

講　師　　〃　　河　原　祥　朗

放射線部

准教授（医　博）郷　原　英　夫

集中治療部

准教授（医　博）武　田　吉　正

輸血部

講　師（医　博）藤　井　伸　治

循環器疾患集中治療部

准教授（医　博）赤　木　禎　治

総合リハビリテーション部

教　授（医　博）千　田　益　生

内分泌センター

講　師（医　博）稲　垣　兼　一

周産母子センター

講　師（医　博）鎌　田　泰　彦

周術期管理センター

講　師（医　博）小　林　　求

低侵襲治療センター

准教授（医　博）香　川　俊　輔
講　師　　〃　　佃　　和　憲

ＩＶＲセンター

准教授（医　博）杉　生　憲　志
講　師　　〃　　馬　場　健　児

ジェンダーセンター

教　授（医　博）難　波　祐三郎

腫瘍センター

准教授（医　博）田　端　雅　弘

新医療研究開発センター

教　授（医　博）王　　英　正
〃　　〃　　四　方　賢　一
〃　　〃　　樋之津　史　郎
〃　　〃　　那　須　保　友
准教授　　〃　　渡　部　昌　実

９．在学者数・卒業者数・学位授与数

在 学 者 数（平成 27.　1．1 現在）

年	1	2	3	4	5	6	計
学　部　学　生	115	129	119	121	116	107	707
大学院医歯学総合研究科（博士）				5			5
大学院医歯薬学総合研究科（博士）	143	129	137	278			687
〃　（修士）	24	20					44

卒 業 者 数（平成 27.　1．1 現在）

学 校 沿 革 別	年　次	卒 業 者 数
岡 山 県 医 学 校	明 17～　21	90
第 3 高等中学校医学部	明 22～　27	282
第 3 高 等 学 校 医 学 部	明 28～　33	360
岡 山 医 学 専 門 学 校	明 34～大 10	1,982
岡山医科大学附属医学専門部	大 11～　13	313
岡 山 医 科 大 学	大 15～昭 29	2,012
岡山医科大学附属医学専門部	昭 17～　27	738
岡山大学医学部（医）	昭 30～平 26	6,069
計		11,846

学 位 授 与 数

旧学位（昭和 35.　3．31 まで）　2,461

新学位（平成 27.　1.　1 現在）

課 程 博 士　2,354

論 文 博 士　3,811

１０．鶴　翔　会　会　則

（名称）

第１条　本会は，鶴翔会と称する。

（目的）

第２条　本会は，会員相互の親睦を密にし，学術の向上を図り，併せて母校の発展に尽すことを目的とする。

（会員）

第３条　会員は，会員，賛助会員及び名誉会員とする。

２　次の各号に掲げる者を会員とする。

一　岡山県医学校，第三高等中学校医学部，第三高等学校医学部，岡山医学専門学校，岡山医科大学，岡山医科大学附属医学専門部，岡山医科大学臨時附属医学専門部，岡山大学医学部医学科の卒業生並びに，岡山大学大学院医学研究科・医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の修了者

二　岡山大学医学部・大学院医歯薬学総合研究科（医学系）（前身の学校，大学等を含み，以下「本学」という。）の教授・准教授・講師及び助教（以下「教員」という。）

三　本学教員であった者

四　医学部医学科，大学院医歯学総合研究科（医学系）及び医歯薬学総合研究科（医学系）の学生

五　本学で研究及び診療（卒後臨床研修を含む）に従事している者又は従事したことがあるが，一号から四号に該当しない者

３　本会の目的に賛助し入会を希望する者で役員会の議を経た者を賛助会員とする。

４　本会のために尽くし，その功績顕著な者並びに本学の教授であった者を役員会の議を経て名誉会員とする。

５　会員が会則その他の規則に違反するなど本会の名誉を傷つけた場合は，役員会及び総会の議を経て除名することができる。

（役員及び任務）

第４条　本会に次の役員を置く。

会　長　１名　会務を総理し，本会を代表する。

副会長　３名　会長を補佐し，会長不在の場合はこれに代る。

幹　事　若干名　会長を補佐し，会務を処理する。

監　事　２名　会務を監査する。

（役員の選出及び任期）

第５条　本会の役員の選出は，次のとおりとする。

２　会長は，岡山大学医学部長又は医学科の学科長をもってあてる。

３　副会長のうち２名は，岡山大学大学院医歯薬学総合研究科長（医学系）又は副研究科長（医学系）及び岡山大学病院長をもってあて，他の１名は評議員の互選により，総会

の議を経て会長が委嘱する。

4　幹事及び監事は，評議員の互選により，会長が委嘱する。

5　互選された役員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

6　補充によって就任した役員の任期は，前任者の残任期間とする。

7　役員は，任期終了後においても後任者が決定されるまでの間，その会務を行う。

（名誉会長）

第６条　多年本会のために尽しその功労顕著な者を役員会に附議して，名誉会長に推薦することがある。

（評議員）

第７条　評議員は，次の各号に掲げる者について，会長が委嘱する。

一　岡山市又はその附近在住会員若干名並びに医学部医学科卒業のクラス委員又はクラス委員が推薦する者。ただし，次の第二号及び第三号の者を除く。

二　支部代表者各１名

三　本学の教授及び准教授

（会議）

第８条　本会の会議は，役員会，評議員会及び総会とし，評議員会及び総会は年１回，役員会は必要に応じて開催する。

2　役員会は，役員をもって組織し，会務をつかさどる。

3　評議員会は，評議員をもって組織し，会長の諮問に応ずる。

4　総会は，第３条の会員をもって組織し，本会の重要事項を審議する。

5　会議は，すべて会長が招集し，その議長となる。

（事業）

第９条　本会は，第２条の目的を達成するため，次の事業を行う。

一　会員相互の親睦，連絡調整に関する事業

二　学術向上に関する事業

三　本学の行事への援助に関する事業

四　会報及び会員名簿の発刊に関する事業

五　その他目的達成のために必要な事業

（会計）

第10条　本会の会計は，入会金及び会費並びに寄付金をもってこれにあてる。

2　医学部医学科学生，他学出身の大学院医歯薬学総合研究科（医学系）学生及び第３条第２項第五号に定める会員は，入会の際，入会金として10,000円を納めるものとする。

3　会員は，会費として，年額3,000円を納めるものとする。但し，一時に25年分の会費を納めた場合は，以後の会費を徴収しない。

4　前項の規定に拘らず医学部医学科及び大学院医歯薬学総合研究科医歯科学専攻（医学系）の学生は，在学中の会費として入学の際，1,000円を納めるものとする。

なお，卒業の際，向こう10年間の会費を前払いすることができる。但し，その額は

24,000円とし，卒業時のみ適用とする。

5　賛助会員の入会金及び会費については，第３条第３項に定める役員会の議において定める。

6　会員が77歳に達したときは，本人の申し出により会費を免除することができる。

7　名誉会長及び名誉会員からは，会費を徴収しない。

8　入会金及び会費の変更については，役員会及び評議員会の議を経て総会において決定する。

（会計年度）

第１１条　本会の会計年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（構成）

第１２条　本会は，本部を岡山大学医学部内に設置する。

２　本部には事務局を設け，専任職員を置く。

第１３条　本会は，必要な地に支部を設置する。支部に代表者を置く。

第１４条　会員は，住所，職業等に異動が生じたときは，その都度本部に通知するものとする。

（会則の変更）

第１５条　会則の変更は，役員会，評議員会及び総会に諮って，会長がこれを決定する。

附　則

この会則は，平成１５年６月７日に施行し，平成１５年４月１日から適用する。

この会則は，平成１６年６月５日に施行し，平成１６年４月１日から適用する。

この会則は，平成１８年６月３日から施行する。

この会則は，平成２０年６月７日に施行し，平成１９年４月１日から適用する。

この会則は，平成２３年６月４日から施行する。

この会則は，平成２４年６月２日に施行し，平成２４年４月１日から適用する。

１１．医学部体育館，武道館使用内規

第１条　岡山大学医学部体育館，武道館（以下「体育館」という。）の使用については，法令等に定めるもののほか，この内規の定めるところによる。

第２条　体育館は，次に掲げる場合にこれを使用する。

(1)　本学部の承認を経た課外活動並びに本学部の授業を行うとき。

(2)　本学部及び体育館主管団体の主催する行事等を行うとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか，学部長が使用を許可したとき。

第３条　前項第３号の使用の許可を受けようとするものは，使用日の５日前に使用願書（別紙様式）を医歯薬学総合研究科等学務課へ提出しなければならない。ただし，急を要する場合は，使用前日までに提出することができる。

第４条　第２項第３号により使用を許可されたもののうち固有財産法等諸法規に定められたものについては，別表に定める使用料を，使用日までに納付しなければならない。既納の使用料は返還しない。

第５条　使用許可後においても，本学部において特別の事情が生じた場合，又は，使用許可条件に違反したときはその使用許可を取り消すことがある。

使用許可条件は，別にこれを定める。

第６条　体育館の使用時間は，午前８時30分から午後８時までとする。

ただし，特別の事情があるときは，これを変更することができる。

附　　則

この内規は，昭和45年６月１日から実施する。

別紙様式及び別表は省略する。

医学部体育館使用に関する申合わせ事項

1. 体育館設立の趣旨に鑑み課外活動のための使用を優先する。
2. 課外活動による使用については医学部校友会が主管，調整し学期初めに使用計画書を学務課に提出することとする。
3. 主管団体は校友会の下記の各部とする。（以下「主管部」という。）

　　体育館　バレーボール部，バドミントン部，バスケットボール部

　　武道館　柔道部，剣道部，空手部

4. 任意の団体等（学外者を含む）が体育館の使用を希望するときは使用願書に主管各部の承認を得たうえ学務課に提出しなければならない。
5. 体育館の使用については器具の使用，使用後の清掃等特種事情があるので主管部又は学務課の指示に従うものとする。個人の使用もこれに準ずる。指示に従わないときは使用を禁止することがある。

6. 本学部の授業，行事及び日曜祝祭日の使用については，事前に学務課を通じ主管部と連絡のうえ調整するものとする。
7. 体育館の使用を希望する団体と主管部との，使用に関する調節が困難なときは，校友会がこの調整に努力するものとする。
8. 体育館の使用にあたっては，解錠，施錠の責任を明らかにし，館内備付けの記録簿に使用の状況等を記録しなければならない。
9. 鍵の保管は教務グループ医学部医学科担当が行う。

１２．医学部学生会規約

第１章　総　　則

第１条　本会は岡山大学医学部学生会と称する。

第２条　本会は岡山大学医学部全学生をもって構成する。

第３条　本会は学生自治の精神に基づき，学風の振興並びに学生生活の充実に貢献すると共に，会員相互の親睦と福祉を図ることを目的とする。

第４条　本会の事務所を岡山大学医学部学生会室におく。

第２章　機構並びに役員

第５条　本会は第３条の目的達成のために次の機関を置き，会務を議決し且つ執行する。尚各項についての詳細は別にこれを定める。

1. クラス大会　2. 評議会　3. 執行部
4. 各種専門委員会　5. 書記局

第６条　本会に次の役員をおき，その選出方法は別にこれを定める。

1. 委員長　1名　2. 副委員長　2名　3. 評議員　36名
4. 執行委員　若干名　5. 専門委員　若干名　6. 書記局員　若干名
7. 評議会副議長　2名

第７条　委員長は本会を代表しその運営を統轄し，副委員長はこれを補佐し委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第８条　委員長の任期は１ヵ年とし，毎年度当初に選挙を行う。

第９条　委員長及び評議員以外の役員は毎年委員長が指名し評議会で承認を受ける。

第10条　役員のみだりに辞任することを禁じその辞任は当該委員会の承認を要する。尚本会の正副役員については評議員会の承認を要する。

第３章　会　　議

第11条　各会議は当該議長又は委員長がこれを召集し，その告示に際しては議題を明示し且つ緊急の場合を除いては少なくとも会議の３日前に行わなければならない。

第12条　会議は原則として公開とし，当該構成員以外の出席者は議長の承認を得て発言することができる。

第13条　会議は特に定めるものの他は当該委員長がこれを運営する。

第14条　会議の成立は当該構成員の1/2以上とし，議決については特に定めるものの他は出席者の過半数の同意を要する。

第15条　予め提出された議題の他緊急動議又はこれに類する動議を採決する時は提案理由の説明と共に出席者の1/10以上の支持を要する。

第16条　議決事項は速やかに公示しなければならない。

第4章　学 生 投 票

第17条　学生投票は全会員の投票により本会の重要事項を決定し，その決定事項は他の全ての会議の議決に優先する。

第18条　学生投票は次の場合に行われる。

1　会員の百名以上が連署し，投票で決定する事項を明示して委員長に要求した時

2　クラス大会が学生投票を行うことを決議したとき時

3　評議会が学生投票を必要と認めた時

第19条　学生投票は次の事項を議決する。

1　本会規約改正

2　本会委員長又は評議員より提出された事項

3　その他全会員に関する重要事項

第5章　評　議　会

第20条　評議会は会員の意志代行機関であり，その構成は次の通りである。

1. 委員長	1名	2. 校友会委員長	1名	3. 議長	1名
4. 副議長	2名	5. 評議員	33名	計	38名

第21条　評議会の任務は次の通りである。

1　選挙管理委員会を構成する。

2　各専門委員会正副委員長の承認

3　クラス大会，執行委員会又は評議員より提出された事項の議決

4　会計監査

5　予算並びに決算案

6　その他全会員に関する重要事項

第22条　評議会議長は評議会を運営統轄し，副議長は議長を補佐すると共に議長に事故ある時にはその任務を代行する。

但し，当該会議の議長は議決権をもたず，議決が2分した場合，議長に一任する。

第23条　評議会は原則として毎月1回定例会を開く他，次の場合には臨時に議長がこれを召集する。

1　評議員の要求がある時

2　執行部の要求がある時

第24条　評議会の成立並びに運営は第3章に従う。但し，第19条第1項に関しては全評議員の1/2以上の同意を要し，さらに学生投票による承認を要する。

第6章　執行委員会及び各種専門委員会

第25条　評議員会の議決事項は執行部を通じて執行される。

第26条　執行部は学生投票及び評議会の決定に従い本会のあらゆる活動を総括し，且つ執行する。尚，執行部にその目的達成のために専門委員会を設置する。

第 27 条　執行部の構成は次の通りである。

1. 本会正・副委員長　　2. 校友会委員長

3. 各種専門委員会委員長　　4. 執行部員　若干名

第 28 条　本会専門委員会のうち次のものを常置とする他，評議会の議決に従い臨時に専門委員会を設置し得る。

1. 福利厚生委員会　　2. 校友会委員会　　3. 教務連絡委員会

第 29 条　各専門委員会は正副委員長各 1 名，委員若干名をもって構成し，その選出は第 42 条及び第 43 条に従う。

第 30 条　専門委員会は次の場合に委員長が召集する。

1　評議会より執行部を通じて要求のある時

2　執行部が要求した時

3　当該委員長が必要と認めた時

第 31 条　各専門委員会の成立並びに運営は第 3 章に従う。

第 7 章　クラス大会

第 32 条　クラス大会は当該クラスにおける最高意志決定機関であり，その成立並びに運営は第 3 章に従う。

第 33 条　クラス大会は次の場合に開かれる。

1　評議会より要求のある時

2　当該クラス評議員が必要と認めた時

第 34 条　前条に基づくクラス大会は当該クラスの評議員がこれを召集する。

第 35 条　クラス大会の決定事項は評議員を通じて評議会にこれを報告する。

第 8 章　役員選出並びに罷免

第 36 条　役員の選出は，特に定めるものの他は立候補者並びに推薦候補者の中から学生会委員長の指名と，評議会での承認によって行われる。

第 37 条　当選には当該構成員の 1/2 以上の支持を要し，定員に充たぬ場合には不足定員の 2 倍を次点者以下より選び決選投票を行う。

第 38 条　本会の委員長は全学生の直接投票により第 37 条に基づいて選出する。

第 39 条　副委員長のうち 1 名は評議会議長を兼任するものとする。

第 40 条　評議員は各クラスより 6 名を選出する。毎年度当初に信任投票を行う。

第 41 条　副議長の補充の評議員は認めないものとする。

第 42 条　各種専門委員会委員長及び執行部員若干名は評議員より指名される。

第 43 条　各専門委員会委員は評議員の兼任を認め，更に不足する人数は各クラスより若干名補充する。

第 44 条　校友会委員会に関しては岡山大学校友会医学部分局細則に従う。

第9章　書　記　局

第45条　書記局は執行委員会の下におかれ，本会の財務，庶務並びに渉外に関する一切の事務及び記録保存に当る。

第46条　書記局の構成は書記長1名，書記局員若干名とし，書記局長には副委員長の1名がこれに当る。

第10章　財　　務

第47条　本会は所定の入会金及び会費を納入する義務を有する。

第48条　本会経費は入会金，会費及び寄附金その他の収入を当てる。

第49条　校友会に関しては岡山大学校友会医学部分局細則に従う。

第50条　本会の会費は次の通りとする。

1口　5,000円

なお，金額については今後5年毎に見直すこととする。（1994年4月改正）

第51条　会費の納期は毎年度末までとし，クラス単位に書記局に納入する。

第52条　一旦徴収された会費その他は如何なる理由があっても返却しない。

第53条　本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第54条　予算案は毎年当初に作成し，第21条に従って会員の承認を得なければならない。

第55条　決算報告は次年度当初までに作成し，第21条に従って会員の承認を得なければならない。

第56条　前年度繰越金は一括して次年度予算に繰入れる。

第57条　予算の支出は予め評議会の議決を要する。

但し，緊急を要する場合には執行部の同意をもって行い，事後評議会の承認を得なければならない。

第11章　改　　正

第58条　本会の規約改正には学生投票の承認を要するが，その際全会員の1/2以上の同意を要する。

１３．学生支援センター学生相談室

１．【学生相談室では何をしているの？】

学生相談室では、専任教員やカウンセラー、相談協力委員の教員、ピアサポーター（学生ボランティア）が、皆様のさまざまな悩みの相談に応じています。

大学生活を送るなかで、修学上の問題、友人や教員との人間関係の問題、個人的な問題などで悩んだり葛藤を感じたりすることもあると思います。何か心配ごとや分からないことがある時、困ったことが起きた時、悩んでいる時、誰かと話がしたくなった時、誰に相談すればよいかわからない、家族や友人には相談しづらい時、一人で悩まないで、気軽に学生相談室を訪ねてください。カウンセラーが相談にのります。

＊相談された内容の秘密は厳守します。どうぞ安心して利用して下さい。

２．【学生はどのような相談をしているの？】

学生の相談内容はさまざまです。相談内容の例をいくつか挙げてみましょう。

・勉学の意欲がわかない、専攻分野が合わない、学部・学科をかわりたい、休学したい、将来の進路のこと。
・友人関係の悩み、指導教員との関係。
・家族関係の悩み、恋愛に関する悩み
・自分の性格のこと。
・サークル活動に関すること。　…など。

「とくに悩みはないけど・・・」という人も訪ねてきます。

３．【どこに行けば相談できるの？】

相談の受付場所は、津島キャンパスの学生相談室と何でも相談窓口、鹿田キャンパスの学生支援センター鹿田室の３箇所があります。みなさんが利用しやすいところを訪ねてください。電話やメール、手紙でも相談を受け付けています。

開室は土日祝を除く毎日です。予約を優先します。

〔住所〕〒700-8530　岡山市北区津島中 2-1-1
岡山大学学生支援センター学生相談室

【学生相談室】-津島キャンパス-
① 開室時間　10：00～12：00／13：00～17：00
② 受付場所　一般教育棟Ｃ棟１階
③ 連絡先〔電話〕　086-251-7169
〔E-mail〕　nayami@cc.okayama-u.ac.jp

【何でも相談窓口】-津島キャンパス-
① 開室時間　8：30～17：00
② 場　所　一般教育棟Ａ棟２階
③ 連絡先〔電話〕　086-251-7182
0120-608-009（フリーダイヤル）

地図

【学生支援センター鹿田室】-鹿田キャンパス-
① 開室時間　10：30～12：00／13：00～17：30
② 場　所　管理棟２階（学務課内）
③ 連絡先〔電話〕　086-235-6589
〔E-mail〕　nayami-2@cc.okayama-u.ac.jp

地図

＜鹿田相談室＞＊カウンセラーが相談にのります。
① 開室時間　10：30～13：00／14：00～17：30（火・木曜のみ）
② 場所　医学部記念会館3階
③ 連絡先　相談の申し込みは、上記学生支援センター鹿田室で受けつけています（月～金曜）。

４．【学生相談室のことをもっと知るには？】

学生相談室のホームページ(下記アドレス)をご覧下さい。

http://ssc.cc.okayama-u.ac.jp/soudan/index.html

１４．自家用車による通学について

◎　鹿田地区

平成６年度入学者より自家用車による通学は全面禁止となっている。

ただし，身体に障がいがある等やむを得ない理由のある者については許可をすることもあるので学務課教務グループ医学科担当に申し出ること。

◎　津島地区

津島地区では，定められた条件を満たす４年次生以上の者しか許可されないため，教養教育科目受講の医学部学生（1，2年次生）であっても許可されない。ただし，身体に障がいがある等特別な理由のある場合は許可することがあるので，直接，安全衛生部に申し出ること。

また，自動二輪，原動機付自転車で通学する場合も同様である。

14. 岡山大学鹿田地区構内建物配置図

医学部、歯学部、岡山大学病院、保健学研究科、
医歯薬学総合研究科（薬学系を除く）、
自然生命科学研究支援センター
（光・放射線情報解析部門鹿田施設、動物資源部門鹿田施設）
医療教育統合開発センター、附属図書館鹿田分館